平成２４年（フ）第３０８号
福岡県糟屋郡志免町田富４丁目７番11号ミアカーサセリＡ101号
債務者　深村伸二郎
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３５４号
福岡市博多区板付３丁目16番1632号
債務者　野口　清美
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３８８号
福岡県糟屋郡志免町志免東３丁目13番６号カーサクレアールＢ105号
債務者　松野紀美子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３８９号
福岡市東区青葉２丁目14番４―201号
債務者　八木　真一
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４０５号
福岡県古賀市天神４丁目20番14号
債務者　高橋　善美
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４２４号
福岡市西区愛宕４丁目10番12―501号
債務者　山本　仁志
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４５１号
福岡市東区箱崎７丁目20番12―910号
債務者　赤利ロサイダこと　ＧＡＹ　ＡＫＡＲＩ　ＲＯＳＡＩＤＡ　ＨＥＲＬＩＮＤＡ
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４５３号
福岡県大野城市下大利団地11番303号
債務者　木下陽一郎
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４８９号
福岡市早良区野芥５丁目14番８―201号
債務者　ＭＫデザインこと　久保　睦緒
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２７号
北海道苫小牧市字高丘８番地の３　Ｆｅｌｉｃｅ高丘Ⅱ201
債務者　高山　雄輔
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第２８号
北海道苫小牧市ときわ町５丁目14番５号
債務者　蠣崎　尚子（旧姓高山）
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第３８号
北海道苫小牧市しらかば町３丁目３番２号スターライトツブライ202号
債務者　雨宮　龍子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第５３号
北海道苫小牧市啓北町１丁目６番13号　バルセロナハウス203
債務者　東原　陽子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第５５号
山梨県南アルプス市曲輪田新田204番地１
債務者　杉山　早苗
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４８号
群馬県太田市高林東町1622番地１　ハーモニアⅡ―102号
債務者　加藤さゆり（旧姓粕川）
1　決定年月日時　平成24年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第２１号
岐阜県高山市岡本町１丁目337番地２　畑アパートⅠ106号、申立前の住所岐阜県高山市花岡町２丁目36番地
債務者　瀬之上栄子
1　決定年月日時　平成24年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第１１９７号
大阪市鶴見区横堤２丁目21番３―202号
債務者　上野　康洋
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２３１号
大阪府茨木市竹橋町12番17号
債務者　足立　節子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部